

大火災対策編

大火災対策編 目 次

総 則			
第1章 総 則			頁
第1節	計画の目的		1
	1 計画作成の目的	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	1
	2 計画の構成	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	1
第2節	防災関係機関の業務の大綱		1
	1 市	危機管理課	1
	2 消防本部	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	1
	3 県	危機管理課	2
	4 静岡地方気象台	危機管理課	2
第3節	過去の顕著な災害		2
		危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	2
第4節	予想される災害と地域		3
	1 風速、湿度などの気象条件	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	3
	2 火災の発生しやすい条件	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	3
	3 林野火災	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	3
	4 市及び周辺地域の気象条件	危機管理課	3
発 災 前			
第2章 火災予防計画			頁
第1節	計画の目的		5
		危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
第2節	消防体制の整備		5
	1 消防組織の確立	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
	2 消防施設の整備	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
	3 消防救急の広域化の推進	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
	4 消防団員の教育	危機管理課	5
	5 消防団の活性化	危機管理課	5
	6 緊急消防援助隊の受援体制の確立	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
第3節	火災の予防対策		5
	1 消防組織の確立	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
	2 消防施設の整備	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
	3 消防救急の広域化の推進	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	6
	4 消防団員の教育	危機管理課	6
	5 消防団の活性化	危機管理課	6
	6 緊急消防援助隊の受援体制の確立	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	6
第4節	林野火災対策の推進		6
	1 林野火災関係機関	危機管理課	6
	2 林道 (防火道) 等の整備	危機管理課	6
	3 予防施設の整備	危機管理課	6
	4 消防資機材の配備	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	6
	5 山間部のパトロール	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	6
	6 防災知識の普及啓発	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	7
第5節	火災気象通報の取扱い		7
	1 火災気象通報の基準	危機管理課	7
	2 市長への伝達	危機管理課	7
	3 火災警報の発表	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	7

発 災 後

発 災 後			頁
第3章 災害応急対策計画			9
第1節	計画の目的		9
		危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
第2節	大規模火災及び林野火災に対する消防活動		9
	1 消防活動体制	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
	2 広域協力活動体制	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
	3 大規模林野火災対策	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
	4 緊急消防援助隊の応援要請	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
第3節	市の対応		9
	1 沼津市災害警備本部	危機管理課	9
	2 災害対策本部の設置	危機管理課	9
	3 大規模火災等が発生した場合の連絡体制	危機管理課	10

第1章

総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市の地域に係る「大火災対策編」「共通対策編」で定めるものを除く。)を定めるものとする。

1 計画作成の目的

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

2 計画の構成

「大火災対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章災害復旧計画によるものとする。

第1章 総則

(計画の目的、防災関係機関の業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域)

第2章 火災予防計画

(計画の目的、消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取り扱い)

第3章 災害応急対策計画

(計画の目的、大規模火災及び林野火災に対する消防活動、市の対応)

第2節 防災関係機関の業務の大綱

1 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (4) 消防団の活性化・消防団員の教育
- (5) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (6) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (7) 清掃、防疫その他保健衛生
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 災害復旧の実施
- (10) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

2 消防本部

- (1) 消防体制の整備
 - ① 消防組織の確立
 - ② 消防施設の整備
 - ③ 消防職員の教育
 - ④ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
- (2) 火災予防対策
 - ① 建物の不燃化の指導

- ② 消防用設備等の整備
- ③ 防火管理体制の整備
- ④ 防火対象物の火災予防
- ⑤ 住宅防火対策の推進
- (3) 林野火災予防対策
 - ① 予防設備の整備
 - ② 消防資機材の配備
- (4) 災害応急対策
 - ① 消防活動
 - ② 広域活動協力体制

3 県

- (1) 消防体制の整備
 - ① 消防救急の広域化の推進
 - ② 消防職員・消防団員の教育
 - ③ 消防団の活性化
 - ④ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
- (2) 火災予防対策
 - ① 建物の不燃化の指導
 - ② 消防設備等の整備
 - ③ 防火管理体制の整備
 - ④ 防火対象物の火災予防
- (3) 林野火災予防対策
 - ① 林道（防火道）等の整備
 - ② 予防設備の整備
 - ③ 消防資機材の配備
- (4) 災害応急対策
 - ① 県防災ヘリコプターによる支援
 - ② 自衛隊への支援要請
 - ③ 消防庁への応援要請

4 静岡地方気象台

火災気象通報の発表

第3節 過去の顕著な災害

明治 36 年以降の市の主要な大火を列記する。（戦争による火災は除く。）

- 1 大正 2 年 3 月 3 日 通称、「焼き団子屋の火事」午後 3 時 30 分頃、沼津市出口町の青物店から出火。気象状況は、最小湿度 50%、風速南西 12m～15m、この烈風に煽られ、かまどで燃やしていた火のついたカンナ屑が飛散して建物に延焼拡大し 1451 戸、死者 9 名、けが人 177 名の被害となった。
- 2 大正 15 年 12 月 10 日、午後 11 時 40 分、末広町の空家から出火。気象状況は、最小湿度 46%最大風速南西 12m、この強風に煽られ北東へ延焼し添地町及び上土町方面に拡大し、また、沼津駅

付近に飛び火し駅舎喪失、沼津駅東側の石油タンク 3 基が爆発炎上、火災は翌日午前 6 時 30 分頃鎮火する。被害は、住家 756 戸、非住家 88 戸が全半焼した。

第4節 予想される災害と地域

1 風速、湿度などの気象条件

風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。

2 火災の発生しやすい条件

大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがある。

- (1) 冬から春先にかけての西高東低の気圧配置
(北西の強風、太平洋側のフェーン現象による突風)
- (2) 春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近を覆う気圧配置
(連日晴天で空気が乾燥し、実効湿度が低下)

3 林野火災

- (1) 林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいう。林野火災は、落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。
- (2) 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

4 市及び周辺地域の気象条件

- (1) 市
 - ① 気象統計は、平均気温 18.2 度、降水量 2,115.0mm となる。(沼津南消防署における令和 6 年 1～12 月の観測値)
 - ② 風は駿河湾から南西風、箱根連山・富士山方向からの北東風による海陸風が多く、愛鷹山の周囲などは地形に影響された局地的な風が吹く。
- (2) 富士山南東
 - ① この地域は、東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わる。
 - ② 風は富士山、愛鷹山、箱根山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。なお、冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風になりやすい。
- (3) 伊豆北部
 - ① 気温は、県内でも温暖な地域で平均気温は、16℃～17℃で沿岸地方は特に暖かい。
 - ② 低気圧、前線、台風等により強風、暴風が現れやすくなっている。
 - ③ 西海岸は、西ないし南西の風が卓越し、特に冬の季節風の影響が現れている。

第2章

火災予防計画

第1節 計画の目的

市は、火災予防のため、駿東伊豆消防本部(以下「消防本部」という。)と連携し、各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図ると共に、防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検、情報の収集伝達及び被害調査、その他災害の防御又は拡大防止のための措置を行うことにより、被害の軽減を図る。

第2節 消防体制の整備

1 消防組織の確立

市は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、消防隊編成及びその運用等に万全を期するものとする。

2 消防施設の整備

市は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。

3 消防救急の広域化の推進

市は、災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。

4 消防団員の教育

市は、消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、消防学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。

5 消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。

市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層や女性について団員への参加促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

6 緊急消防援助隊の受援体制の確立

市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第3節 火災の予防対策

1 消防組織の確立

市は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、消防隊編成及びその運用等に万全を期するものとする。

2 消防施設の整備

市は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するも

のとする。

3 消防救急の広域化の推進

市は、災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。

4 消防団員の教育

市は、消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、消防学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。

5 消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。

市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層や女性について団員への参加促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

6 緊急消防援助隊の受援体制の確立

市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第4節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

1 林野火災関係機関

市、消防本部、森林組合、（一社）沼津建設業協会、（一社）静岡県猟友会東部支部、沼津観光協会、静岡県トラック協会東部支部、中日本高速道路（株）御殿場保全・サービスセンター、陸上自衛隊第34普通科連隊

2 林道(防火道)等の整備

林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備に努める。

3 予防施設の整備

関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。

4 消防資機材の整備

林野火災に対する消防資機材を整備する。

5 山間部のパトロール

市の関係課、消防本部及び消防団は、随時パトロールを実施し、火災の早期発見と被害軽減に努めるとともに、火災警報発令中の際の火の使用制限の徹底を図る。

6 防災知識の普及啓発

市は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。

その際、枯れ草等のある火災が起りやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

第5節 火災気象通報の取扱い

消防法第22条第1項の規定により、静岡県地方気象台長から静岡県知事(以下「知事」という。)に伝達される火災気象通報は、次により取扱うものとする。

1 火災気象通報の基準

- ・ 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当又は今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明記して通報する。
- ・ 毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当又は該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。
- ・ 注意すべき事項は次の3つに区分する。
火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】
- ・ 定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報又は強風注意報の発表基準に該当又は該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。

2 市長への伝達

通報を受けた知事は、防災行政無線等により市長に伝達する。

3 火災警報の発表

市長は、火災警報を発表したときは、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

第3章

災害応急対策計画

第1節 計画の目的

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

1 消防活動体制

市は、その地域に係る大規模火災及び林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

2 広域協力活動体制

市長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

- (1) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 消防本部の消防力によっては、防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防御するため、他の市町等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要とする場合

3 大規模林野火災対策

- (1) 市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼拡大危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、知事に県防災ヘリコプター等による空中消火活動、その他の必要な活動支援を要請することができる。
- (2) 県防災ヘリコプター等による空中消火活動等が実施される場合は、消防機関があらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

4 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、消防本部消防長の連絡を受け、消防本部の消防力だけでは対応できない場合には、消防組織法第44条に基づき、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請するものとする。

第3節 市の対応

1 沼津市災害警備本部

市は、火災が発生し大規模火災等に進展するおそれがある場合は、状況に応じ事前配備体制をとり、必要がある場合には、沼津市災害警備本部（以下「災害警備本部」という。）を設置する。ただし、沼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、災害警備本部は災害対策本部に統合されるものとする。

2 災害対策本部の設置

大規模火災等が発生し市長がその対策を必要と認める場合は、災害対策本部を設置する。

- (1) 任務
 - ① 防災対策の総合調整
 - ② 情報収集、発信、広報

③ 関係機関への支援要請

- ア 自衛隊への災害派遣要請
- イ 海上保安庁への支援要請
- ウ 医療機関等への協力要請
- エ その他関係機関への応援要請

3 大規模火災等が発生した場合の連絡体制

大規模火災等が発生した場合の連絡体制については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第30節 突発的災害応急対策計画 2 連絡体制」に則り、実施するものとする。